

第2回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年3月27日(金)

午後1時から

本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症への今後の対応等について

(2) 国への要望等について

(3) その他

3 閉 会

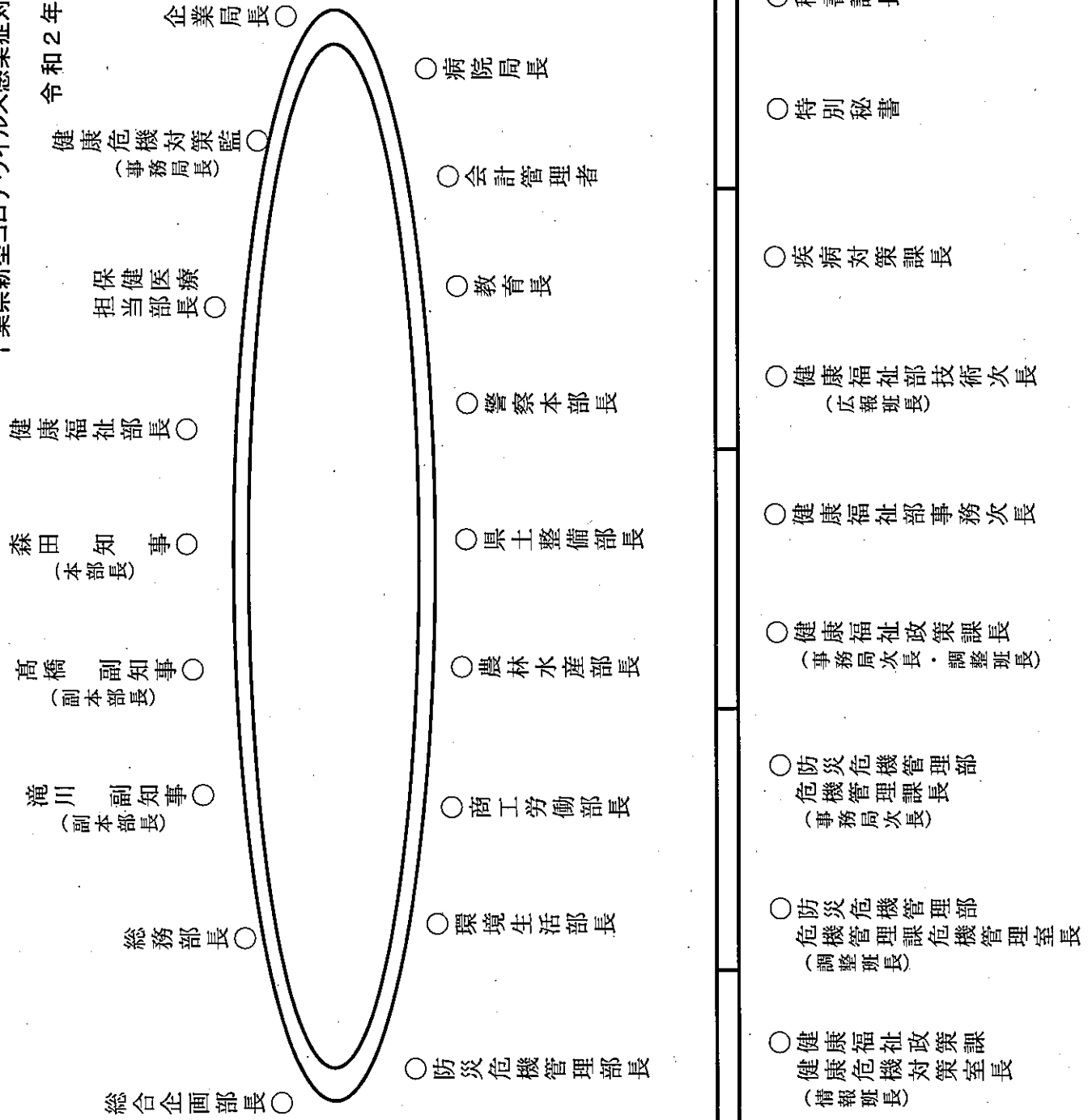
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和2年3月27日(金)

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
	警察本部長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次

令和2年3月27日



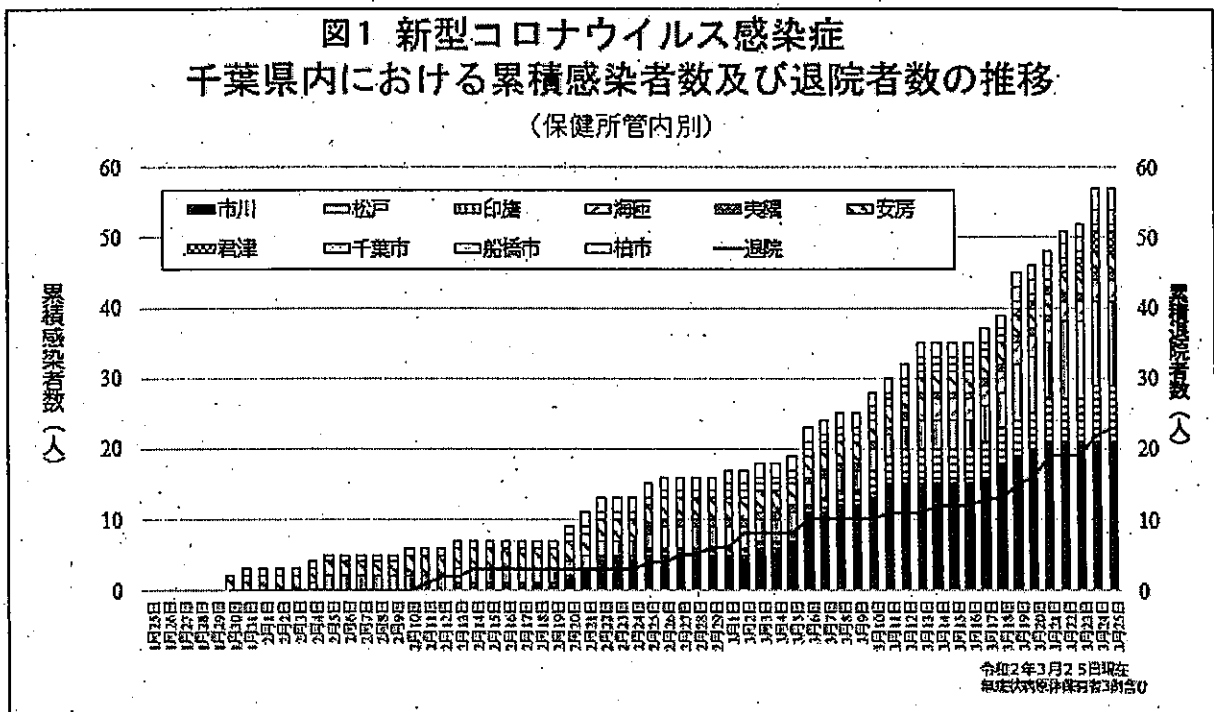
国の専門家会議の提言（3月19日）を踏まえた 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2（2020）年3月27日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

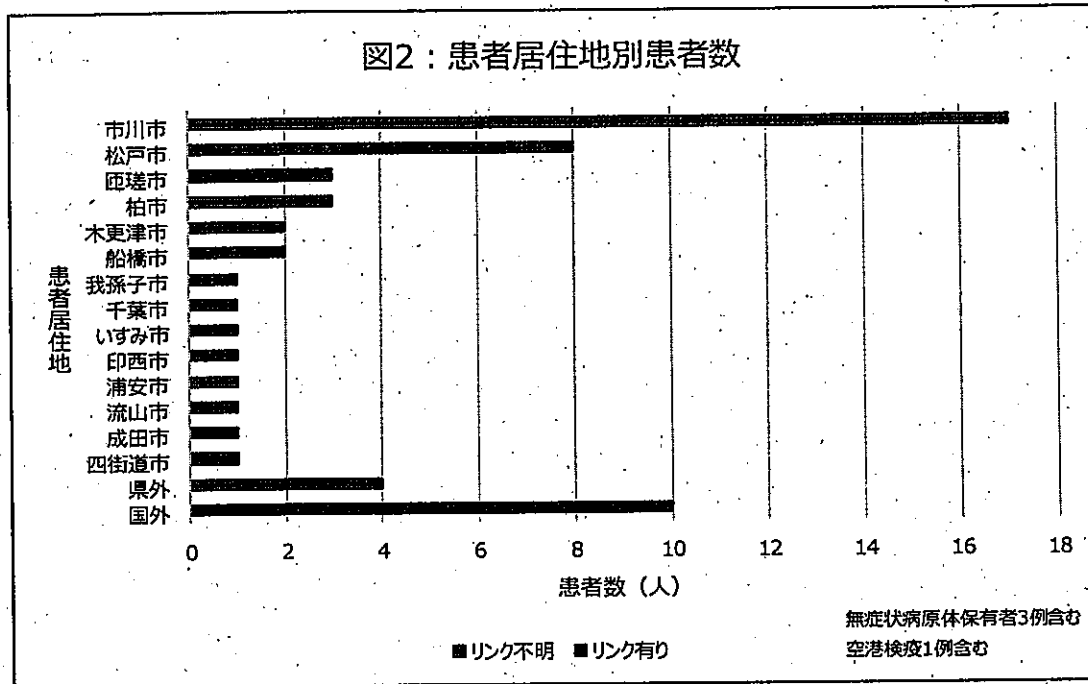
I 概況

- 新型コロナウイルス感染症については、現在、欧州や米国などの諸外国で新規感染者が急増しており、中東、東南アジア、アフリカなどでも大規模感染が広がっていると推定されています。
国内においても、感染経路が明らかではない患者や患者集団（クラスター）も把握されており、海外からの輸入例と考えられる患者も続いています。
- 千葉県においては、令和2年3月25日時点で54例の患者と3例の無症状病原体保有者を把握しています。

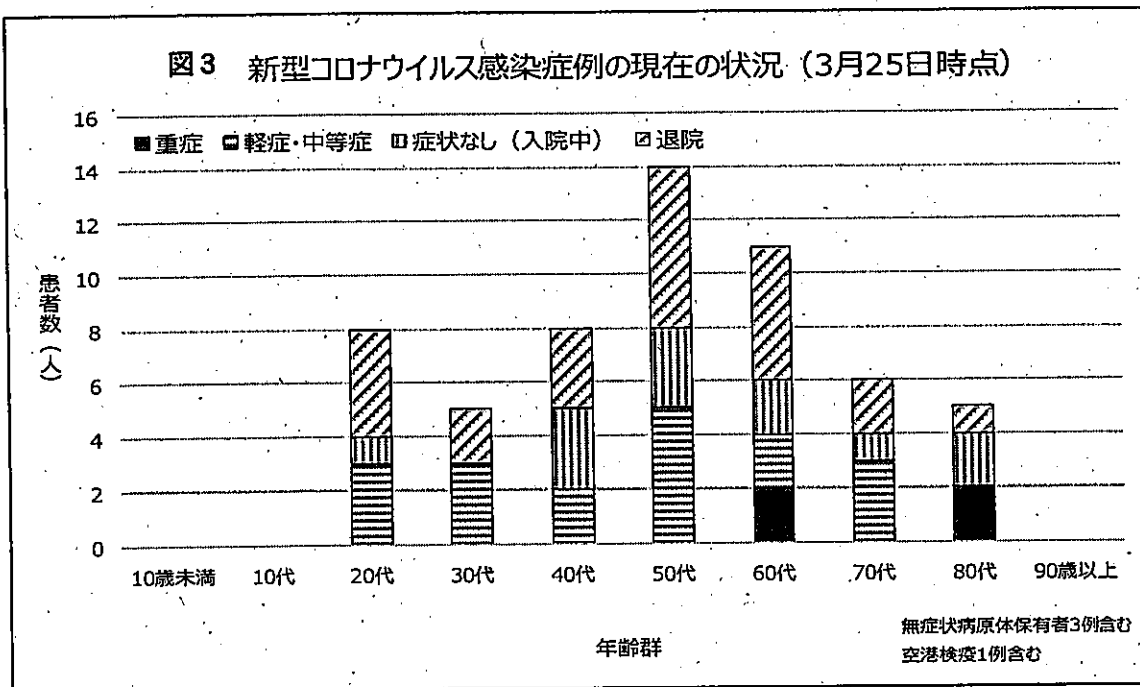
(1) 本県の状況



- 3月25日現在、令和2年2月以降、断続的に患者が発生しており、市川保健所・松戸保健所・印旛保健所（※）管内で、全体の7割以上を占めています。
※印旛保健所管内には、成田国際空港があるため、帰国者や旅行者の分が含まれます。
- 1月30日県内で初めて患者が確認されて以降3月25日まで、4割の方が退院しています。
なお、2月29日までに判明した患者については、約9割の方が退院しています。



- 3月25日現在、54例の患者と3例の無症状病原体保有者が発生しており、そのうち、市川市をはじめ、東葛・葛南地域で多くなっています。
- 東葛・葛南地域の患者33例のうち、リンク（患者確定例やクラスターなどとの関連）不明者は13例で4割を占めています。



- 3月25日現在、年齢別では、20～80代と広く、県内では就労世代の患者が多く、重症化リスクの高い高齢者の感染源となることが危惧されます。
なお、10代以下では患者が発生しておりません。
- 重症者は、60代で2名、80代で2名となっており、特に80代以上では重症化のリスクが高いと考えられます。

(2) 市川市のスポーツクラブにおけるクラスターの収束状況

- 2月20日以降市川保健所管内で陽性が確認された新型コロナウイルス感染症患者の行動履歴を調査する中で3名が同一施設（スポーツクラブ）を利用していたことが判明したことから、3例の患者が発症後にスポーツクラブを利用した濃厚接触者に対して、健康観察を14日間実施し、2名の陽性者が確認されました。
- 濃厚接触者1,063名の健康観察は3月11日で終了し、3月25日現在、新たな患者の発生はありません。

【参考：市川市内の通所介護事業所における患者の発生】

- ・3月6日以降市川保健所管内の通所介護事業所において、新型コロナウイルス感染症患者1名の濃厚接触者を健康観察する中で、事業所職員及び利用者併せて3名の陽性者が確認されました（患者合計4名）。
- ・濃厚接触者59名の健康観察は3月20日で終了し、3月25日現在新たな患者の発生はありません。

以上から、令和2年3月25日現在、県内においては感染者が爆発的に増加している状況ではありませんが、東京都において感染が急激に拡大している状況にあり、本県にも重大な影響が予想されることから、今後、人の動きや地勢的な視点を含め感染の広がりを注視していく必要があります。

II 基本的な考え方

地域ごとの感染状況を踏まえて更なる感染拡大防止を徹底していくとともに、社会・経済機能への影響を最小限に抑え、県民の皆様が安心できる生活を取り戻すための施策を実施します。

国内外で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本県では令和2年1月23日に千葉県健康危機管理対策本部を設置し、庁内で情報共有を図り感染症対策を進めるとともに、県民に対する正しい情報の迅速な公表に取り組んでまいりました。

こうした中、東京都において急激な感染の広がりがあり、国においては3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき政府対策本部が設置されました。

このため、本県においても同日、同法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、今後同法による基本的対処方針に基づき必要な対策を講じていくこととなりますが、当面、取り組むべき対策を着実かつ迅速に進めてまいります。

千葉県の現在の状況は、I概況に示すとおり、感染者が爆発的に増加している状況ではありませんが、感染経路が明らかでない患者の発生や、クラスターが把握されるなど、徐々に感染の広がりが認められます。

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年3月19日）」（以下、「提言」という。）においては、「今後、地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」という見解が示されており、県として一層の対策の強化を図る必要があります。

専門家会議では、

- ①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
- ②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
- ③市民の行動変容

の3本柱の基本戦略を維持・強化していく必要があるとしており、県としても、爆発的な患者急増を食い止めるため、地域ごとの感染状況を踏まえて更なる感染拡大防止を徹底していくとともに、社会・経済機能への影響を最小限に抑え、県民の皆様が安心できる生活を取り戻すための施策を実施します。

また、専門家会議では、地域ごとの対応に関する基本的な考え方として、

①感染状況が拡大傾向にある地域

地域における一律自粛の必要性について適切に検討します。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、期間限定で導入することを基本とします。

②感染状況が収束に向かい始めている地域・一定程度に収まってきている地域

人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」（※）を徹底的に回避する対策をした上で、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討します。

※3条件：換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面

③感染状況が確認されていない地域

学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施します。

の3つの区分が示されており、県として、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、バランスをとって各地域の感染状況を踏まえた対策を講じます。

Ⅲ 県の取組・対策について

下線部分は、HP掲載時に関連資料へのリンクを貼る予定です。

1 医療提供体制等の整備

(1) 医療提供体制の整備

① 必要な医療機関・病床の確保

医療提供体制の整備に当たっては、今後の感染者数、外来患者数、入院患者数、重篤患者数の増加を見据えた対応が必要です。

外来患者の受診体制を整備するほか、患者を受け入れる医療機関及び病床を確保するとともに、県内病院の受入可能病床については、その機能に応じて重症者から無症状者までの医療機関の役割分担を進めます。

特に、感染症患者数が大幅に増えたときに備え、重症患者に対応できる医療機関・病床を確保します。

【国の専門家会議の提言（2020年3月19日）より】

- ・重症者を優先する医療体制へ迅速に移行するため、地域の感染拡大の状況に応じて、受診、入院、退院の方針を以下のように変更する検討を進めるべきだと判断する。（中略）
- ・入院治療が必要ない軽症者や無症状の陽性者は、自宅療養とする。（中略）
- ・入院の対象を、新型コロナウイルス感染症に関連して持続的に酸素投与が必要な肺炎を有する患者、入院治療が必要な合併症を有する患者その他継続的な入院治療を必要とする患者とする。
- ・症状が回復してきたら退院及び自宅待機にて安静（以下略）

ア 感染症患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の整備【健福・病院局】

対策本部の下に、学識経験者や医療関係者等からなる医療提供体制の整備のための専門部会を設置し、重点医療機関の確保や、重症患者の受入れ調整、医療機関の役割分担等、感染症患者が大幅に増大したときの医療提供体制について検討・整備します。

イ 重症患者に対応できるよう、集中治療や人工呼吸器を有する医療機関及び病床の確保を図ります。

ウ 県立病院において、患者受入体制を強化します。

エ すでに診断されている慢性疾患等の定期受診患者の感染リスク低減を図るとともに、今後、感染症患者が大幅に増大し、軽症や無症状の感染者が自宅療養を行うこととなる

場合等に備え、オンラインによる診療・服薬指導の環境整備を検討します。

②地域における役割分担及び連携強化【健福】

ア 帰国者・接触者外来を増加・維持できる体制を構築するため、濃厚接触者などの感染リスクの高い人と、感染を疑うほどのリスクはないが鑑別が必要な人の診療を行う医療機関の役割分担を進めます。

今後地域において、既設の帰国者・接触者外来で受け入れる患者が増大し、患者への医療提供に支障を来さぬよう、疑い患者のうち感染の可能性が比較的低い人を中心に対応する医療機関の確保を、地域ごとに進めてまいります。その際、医療関係者・市町村担当者・消防・警察関係者等と協議してまいります。

イ 保健所から地域の感染状況を収集・把握するとともに、国や周辺自治体との情報共有により、重症・中等症・軽症に応じた患者受入医療機関の調整を行う「調整本部」を設置します。

ウ 新型コロナウイルス感染症への理解促進や、感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来、かかりつけ医間の連携強化を図るため、ICTを活用する等により医師向けの研修会等を開催します。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関からの症例発表等を通して臨床的側面の理解を深めることを目的とした症例研究会を開催します。

さらに、地域での診療所における外来医療の体制を構築する必要があることから、保健所単位で診療所等も対象とした研修会も今後開催します。

③受診等に係る県民の皆様への呼びかけ【健福】

ア 相談・受診の目安に従って、感染を疑う方は、必ず事前に帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医に相談した上で、医療機関を受診してください。

イ 夜間・休日は、対応可能な医療機関に限られることから、軽症者は受診を控えてください。

④マスク・消毒液等衛生資材の供給確保【健福】

医療機関において必要な衛生資材を確保できるよう、流通業者に医療機関への優先供給

を依頼するとともに、国が一括して買い上げて都道府県に配布する衛生資材や、都道府県が国に対して優先供給を要請できる仕組みを利用して、必要とする医療機関に提供します。

また、県においても、独自に衛生資材の確保に努め、医療機関等へ提供します。

⑤医療機関において感染症が発生した場合のスタッフの対応【健福】

医療提供体制の継続を確保するため、専門家の意見を聞きながら、ガイドライン「医療機関において COVID-19 が発生した場合の対応について」を作成し、県内医療機関に提供します。

【これまでの主な取組】

○帰国者・接触者外来の設置・拡充【健福】

2月7日開設：34箇所 ⇒ 3月18日現在：51箇所

○新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関及び病床の確保【健福】

・感染症指定医療機関

3月23日現在：11機関、65床

・一般医療機関

3月23日現在：41機関、182床

○医療関係者向け研修会の開催【健福】

- ・1月30日に県医師会と共催で研修会を開催し、県内の医療体制等について確認を行った。
- ・2月28日に県医師会と共催で研修会を開催し、症候学的特徴及び疑い患者が受診した場合の対応等について共有を図った。
- ・2月28日に安房地域を、3月22日に東葛北部・南部・千葉地域をそれぞれ対象とした研修会を開催し、地域における新型コロナウイルス臨床の理解を図った。

○マスク・消毒液等衛生資材の供給確保【健福】

- ・新型インフルエンザ対策のため備蓄していたマスク 5,900 枚、N95 マスク 4,100 枚、擦式手指消毒用エタノール 6,440 本等を、感染症指定医療機関等に提供
- ・国が買い上げて都道府県に配布した N95 マスク 8,595 枚を感染症指定医療機関等に配布
- ・国の備蓄していたサージカルマスク 111,680 枚を感染症指定医療機関等に配布
- ・市町村に対し、災害用などに備蓄しているマスク等を、可能な限り、医療機関や福祉施設へ提供してもらうよう協力を依頼
- ・民間事業者に消毒液の優先供給を依頼

(2) 検査体制の強化等

①検査体制の強化【健福】

帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために必要と判断した全ての方がPCR検査を受けることができるよう、行政検査の体制を強化します。

衛生研究所においては、3月23日現在1日当たり120件の検査が可能となっていますが手順の効率化や新たな検査機器の購入等により、検査件数の拡充を進めます。

また、県内保健所の検査の拡大を図っており、県の7保健所（習志野、松戸、印旛、香取、長生、安房、君津）のほか、政令市・中核市とも連携を図っており、千葉市、船橋市、柏市保健所を加えて、本県における1日当たりの検査可能件数は、3月23日現在312件となっています。

さらに、今後検査件数が増加した場合には、順次、大学・県内医療機関や民間検査機関等に対して、検査機能の拡充を図ります。

【これまでの主な取組】

○検査体制の確保【健福】

- ・1月31日 千葉県衛生研究所において検査体制を確保（ほか、千葉市で実施）
- ・3月11日～ 県の保健所において検査を実施
- ・3月11日 船橋市において検査開始
- ・3月17日 柏市において検査開始
- ・検査可能件数 1月31日現在：県内1日152件 ⇒3月23日現在：312件に拡充
- ・検査実績 1月31日～3月19日 2,331件(検体数)

(3) 疫学調査等の着実な実施【健福】

保健所において、管内での新型コロナウイルス感染症患者発生に対し、搬送先を調整し安全かつ速やかに患者を搬送するとともに、患者の行動履歴調査等を行い感染経路の特定を行います。なお、患者の濃厚接触者については、2週間の健康観察を着実に実施します。

また、政令市・中核市や近隣都県との間で、保有する患者の発生情報等の詳細を共有し、リスクマネジメントに活用します。

さらに、国のクラスター対策班等と連携しながら、クラスターの早期発見・早期対応を行います。

【これまでの主な取組】

○県内感染症患者数【健福】

・ 3月25日現在

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ①県内患者 | 累計 54 人 (うち、21 人退院、33 人入院中) |
| ②クルーズ船患者受入れ | 累計 62 人 (うち、60 人退院、2 人入院中) |
| ③チャーター便帰国者受入れ | 累計 3 人 (全員退院) |

2 感染症拡大防止対策の徹底

(1) 個人・企業等における感染症拡大防止対策の実践

①個人における対策の実践【健福】

各個人が日常生活において、感染症防止対策の基本である、「手洗い・うがい・咳エチケット」などを実践してください。

発熱等の風邪の症状がある場合に、仕事や学校をお休みしてください。次のいずれかの症状がある方は、いきなり医療機関に行かずに、かかりつけ医や最寄りの保健所に、事前に電話で御相談ください。

千葉県電話相談窓口 0570-200-613 24時間対応(土・日・祝日含む)

- ①風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
(高齢者や持病のある方、妊婦さんはお早めに)
- ②強いだるさや息苦しさがある

集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い「密」閉空間、②多数が集まる「密」集場所、③間近で会話や発声をする「密」接場面という3つの条件が同時に重なった場であることから、これらの「3つの密」が重なる場は避け、不要不急の外出はできる限りお控えください。

特に、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方は、共有の物品がある場所、不特定多数の人がいる場所などへの訪問は避けるなど、感染リスクを下げるような行動をしてください。

また、若者世代は、感染の発見が難しく無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広めてしまう事例が多く見られることから、3つの密が重なる場を避けるなど、十分に注意して行動してください。

県内で発生した感染症患者の直近の状況では、帰国者・旅行者の割合が増えています。海外から入国された方で、入国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に滞在歴がある方や、「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある方は、健康状態に異常のない方も含めて、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用せずに、入国の次の日から起

算して14日間は必ず、検疫所長の指定する場所（自宅など）で待機してください。

②企業等における対策の実施【商工、農水、総務】

県内企業や各種団体等においては、職場の感染症拡大防止対策として、手洗いや咳エチケットの励行とともに、労働者の方々が発熱等の風邪の症状がある場合に休みやすい環境づくりや、休暇制度の整備、感染症リスクを減らす観点から時差出勤・テレワーク・在宅勤務などの取組をお願いします。

併せて、上記①と同様に、それぞれの職場において、「3つの密」が重なる場を避ける取組を実践してください。

千葉県庁としても、着実に対策を実践します。

【これまでの主な取組】

○広報活動【健福】

- ・県ホームページのトップに、新型コロナウイルスに関する各種情報をまとめたページを設置、多言語（英語・中国語・やさしい日本語）対応
- ・知事によるメッセージや「正しい手洗い」などの動画を発信
- ・「県民だより3月号」や「ベイエフエム」などの各種媒体を活用して県民に呼びかけ

○県内企業・関係団体への周知【商工、農水】

- ・2月18日～ 県内経済団体に対して通知、1月23日～ 県内旅行者等に対して通知
- ・2月21日 県内農林水産業団体に対して通知

○県庁における対策の実施【総務】

- ・県庁舎について、玄関への消毒液の設置や、ドアノブ等の消毒を実施
- ・2月20日 県職員に対する新型コロナウイルス関連のサービスの取扱いを通知
- ・2月26日 試行中のテレワーク制度の見直しを通知

(2) 社会福祉施設・事業所等における感染症対策の徹底

①感染症対策の徹底【健福】

集団感染や重症化リスクの高い、高齢者や障害者等が利用する社会福祉施設・事業所や、免疫力の低い児童が多数利用する保育所、放課後児童クラブ等については、職員が感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの取組を実践してください。

また、県が作成したチェックリストを活用し、感染症対策を引き続き徹底してください。

また、患者の発生状況に応じて、感染拡大地域と判断される場合には、通所事業所等に

サービス利用調整などを要請します。

②マスク・消毒液等衛生資材の確保【健福】

国が都道府県の要請に応じて設けた消毒液の優先供給枠を利用して、消毒液の供給に努めるとともに、国が再利用可能な布製マスクを社会福祉施設へ配布する際には、施設等に遅滞なく情報を提供するなど、円滑な提供に協力します。

また、県においても、独自に衛生資材の確保に努め、社会福祉施設等へ提供します。

【これまでの主な取組】

○社会福祉施設（高齢者・障害者等）の感染症対策【健福】

- ・ 1月24日以降 社会福祉施設・事業所に対して、感染症対策の徹底について通知
- ・ 2月26日 社会福祉施設・事業所に対して、感染症防止対策に関するチェックリストを配付
- ・ 3月7日 市川市内の社会福祉施設・事業所、医療機関に対し、職員の外出自粛等の協力依頼を通知（併せて、県内市町村に対し、本事例を参考にしよう通知）
- ・ 3月10日 市川市内の通所介護事業所に対して、サービス利用調整等の検討及び感染症予防対策の徹底について通知（併せて、県内市町村に対し、本事例を参考にしよう通知）

○保育所等の感染症対策

- ・ 2月17日 市町村を通じ、保育所等に対して、感染症防止対策について通知
- ・ 2月27日 保育所等に対して、市町村を通じ感染症防止対策に関するチェックリストを配付
- ・ 3月2日 放課後児童クラブに対して、市町村を通じ感染症防止対策に関するチェックリストを配付
- ・ 3月13日 市川市内保育所の保育士の感染事例発生に伴い、チェックリストを改定の上、市川市に対し、市内全保育所等において同チェックリストにより対応状況の確認を行うよう依頼するとともに、他の市町村へも同チェックリストの活用について周知

○マスク・消毒液等衛生資材の確保【健福】

- ・ 3月11日 厚生労働省に対して、高齢者福祉施設等におけるマスク・消毒液等の確保に関する要望書を提出

(3) 学校の再開等

ア 学校の再開の目安【教育・総務】

県立中学校・高等学校及び特別支援学校については、国からの要請を重く受け止め、3月2日以降、学校の準備が整い次第、春休みまでの間を臨時休業としました。

令和2年3月24日付けの文部科学省の通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」を踏まえ、学校の再

開に当たっては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行うよう、各学校に通知したところです。

また、再開の時期等については、現時点で未定であり、今後の県内各地域における患者発生の状況や専門家の知見を踏まえて判断します。

なお、私立学校に対しては文部科学省の「学校再開ガイドライン」を周知するとともに、各地域の感染状況を十分踏まえながら、適切な対応をするよう依頼しました。

イ 部活動の再開【教育】

学校の臨時休業と同時に、学校内外を問わず部活動を停止しています。今後は、学校再開の検討に合わせて、屋内外の施設の利用や、接触による感染が懸念される活動など、集団感染リスクに応じて、必要な対策や留意点について検討します。

【これまでの主な取組】

○学校の臨時休業【教育・総務】

- ・ 3月2日以降（準備が整い次第）～春休みまで
県立高等学校・中学校及び特別支援学校の臨時休業
臨時休業中の部活動は、学校内外を問わず停止
私立学校に対して、感染症対策について通知の上、地域や学校の実情を踏まえた適切な対応を依頼

○臨時休業中の児童生徒の居場所の確保【教育・健福】

- ・ 3月2日 市町村教育委員会と子育て担当課に対して通知（学校による放課後児童クラブへの人的支援等）
- ・ 3月2日 放課後児童クラブに対して、市町村を通じ感染症防止対策に関するチェックリストを配付

○児童生徒等の健康管理【教育・総務】

- 休業中の児童生徒等の健康状況を把握するための体制づくり
私立幼稚園に対して、感染症防止対策に関するチェックリストを配布

○教職員が休みやすい環境の整備

- 生徒が不安を感じた際に、電話で相談できる窓口の周知
市町村の求めに応じてスクールカウンセラーの派遣

○見守りが必要な生徒への適切な支援

(4) 県主催イベント等の取扱い及び県有施設における対応

① 県主催のイベント等の取扱い【健福】

集団感染の共通点は、特に①換気の悪い「密」閉空間、②多数が集まる「密」集場所、③間近で会話や発声をする「密」接場面という3つの条件(3つの「密」)が重なる場であることを鑑み、県内での患者発生状況等を踏まえて、100人以上規模の県主催イベント等については、当面の間、原則中止又は延期することとします。

開催する必要がある場合には、別紙『多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例』を参考に、「適切な感染予防対策の実施」「クラスター感染発生リスクの高い状況の回避」「感染が発生した場合の参加者への確実な連絡体制の確保」などに十分注意して行います。

なお、再開にあたっては、県内における患者発生の状況等を踏まえて判断します。

また、イベント等を主催される民間事業者・団体等の皆様におかれましては、県の取組を参考にさせていただきますようお願いいたします。

② 県有施設における対応【総務・総企・防災・健福・環境・商工・農林・県土・教育】

公の施設のうち一部の施設については、主な利用者及び施設ごとの特性等を踏まえて、休館や利用制限を実施することとします。なお、再開に当たっては、地域における患者発生の状況や、施設ごとの特性等を踏まえて判断します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由としたイベント等の自粛に伴う施設利用の中止等に対して、使用料等を返還しています。

【これまでの主な取組】

○県主催イベント等の取扱い【健福】

- ・ 2月21日～ 100人以上規模以上の県主催イベント等の中止・延期等

○公の施設における対応【総務、各部局】

- ・ 2月26日～ 休館や利用制限を実施した施設 51施設(令和2年3月24日時点)
- ・ 2月28日～ 公の施設におけるイベント等が中止等された場合の使用料等の返還等を通知(対象期間:令和2年2月1日から同年4月24日までの利用分)
- ・ 3月17日～ 県立公園における花見時期の宴会等の自粛のお願い

3 地域経済・県民生活への影響緩和

(1) 中小企業等への支援

新型コロナウイルスの感染拡大により、事業活動の縮小やこれに伴う売上の減少などが生じており、県内経済に大きな影響をもたらしています。

このような中、国や県では、以下をはじめとする、様々な支援制度を設けており、県内中小企業の皆様には、ぜひこれらの制度を御活用ください。

①相談体制【商工】

県商工労働部内には、「金融相談窓口」、(公財)千葉県産業振興センター(チャレンジ企業支援センター)内には「経営相談窓口」をそれぞれ開設しています。

よろず支援拠点や商工会議所等の相談窓口においても、県内企業からの様々な相談に対応しています。

②経営の安定化【商工】

県では、中小企業等の経営安定化に向けた融資制度として、県制度融資におけるセーフティネット資金の一般枠のほか、市町村認定枠4号・5号、危機関連保証枠を設けており、このうち、一般枠については、利用要件を一部緩和し、速やかな資金調達を支援しています。

また、国では、緊急対応策を決定したところであり、資金繰り支援や設備投資・販路開拓支援のほか、経営環境の整備に資する取組を行っています。

特に、売上高が急減している中小企業等に対しては、「特別貸付制度」を創設し、金利の引下げを行うとともに、利子補給制度との併用による、実質的な無利子・無担保の資金繰り支援を行っていますので、お問い合わせください。

③サプライチェーン対策【商工】

(公財)千葉県産業振興センターにおいて、下請中小企業からの課題・要望などを整理し、発注案件を開拓して、受注可能な中小企業等へあっせんするなど、サプライチェーンの維持・回復に向けた取組を実施しています。

④その他の支援【企業局】

工業用水料金については、受水企業の個別の事情に配慮して、支払猶予等の柔軟な対応を行います。

(2) 観光面における支援【商工】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出自粛や、各種イベントの中止・延期、海外からの渡航制限などにより、観光地を訪れる客数が減少しています。これにより、宿泊施設や飲食店、土産物を扱う小売店舗、観光バス事業などで、売上が大幅に減少するなど、観光を取り巻く様々な事業において、大きな影響が生じています。

こうした中であっても、本県観光の魅力は決して変わらないことから、様々な媒体を通じて継続的に情報発信に取り組んでいくとともに、今後の収束状況を見極め、即座に観光需要の回復に向けて対応できるよう、効果的な支援策を検討します。

(3) 雇用対策【商工】

国で決定した緊急対応策の1つである、休業手当などの一部を助成する「雇用調整助成金」については、特例措置の対象を、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている全事業主に拡大するとともに、支給要件の緩和や支援の遡及適用などを行っており、県では、国と連携して制度等の周知に努めています。

また、新型コロナウイルス感染症を起因とした企業の業績不振等により、再就職が必要となった方に対しては、千葉県ジョブサポートセンター等の就労支援機関において、ハローワークと一体となり、速やかな再就職につながるよう支援を行います。

【これまでの主な取組】

○金融・経営に関する相談窓口【商工】

1月31日 県商工労働部及び産業振興センターに「中小企業・小規模事業者を対象とした金融・経営に関する相談窓口」を開設

3月19日現在：累計相談 191件

(4) 農林漁業者への支援

① 農林漁業者の経営の安定化【農水】

新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の臨時休業による給食の停止で生乳や野菜などの需要が減少し、また、卒業式などのイベントの中止により、花きの需要が減少し、価格も下落するなど、農林水産業においても大きな影響が生じており、農林漁業者の経営の安定化を図る必要があります。国においては、日本政策金融公庫による「農林漁業セーフティネット資金」について、実質的な無利子・無担保での貸付けを行う資金繰り対策を講じたところです。

県では、ホームページに掲載するなど国と連携して制度等の周知に努めています。

また、国が作成した「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を、農協等の関係団体や県の出先機関を通じて、農林漁業者へ周知に努めています。

さらに、国では外国人材が帰国できない場合の対応について、在留期間延長などの対応策を取りまとめています。

県では、技能実習生を受け入れている生産者へ対応策の周知に努めています。

② 県産農林水産物の需要喚起

各種イベントの中止・延期や宴会等の自粛に伴い、一部の県産農林水産物の需要が減少していることから、自宅や職場等における県産食材や花の利用を呼びかけています。

県民の皆様には、是非、御活用をお願いします。

【これまでの主な取組】【農水】

- 農林漁業セーフティネット資金を県ホームページで周知
- 「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を関係団体に通知するとともに、県ホームページ等で農林漁業者へ周知
- 県産農林水産物の需要喚起
 - ・3月12日 花の利用について、知事から県民へのメッセージ発信
 - フェイスブック「教えてちばの恵み」などを活用した県民への呼びかけ
- 農業関連の外国人材の受入れに関する国の対応を農業者へ周知

(5) 収入が減少した世帯への支援

①生活福祉資金貸付制度【健福】

生活福祉資金貸付制度について、対象を低所得世帯以外に拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により当面の生活費が必要となる方に対して、貸付上限額の引き上げや償還期限の延長など、特例措置を設けて貸付を実施します。

(特例措置の内容)

		通常	特例措置
緊急小口資金	貸付上限	10万円以内	20万円以内(※) ※臨時休業した小学校等に通う子の世話をを行うことが必要になった労働者がいるとき など
	据置期間	2月以内	1年以内
	償還期限	12月以内	2年以内
	貸付利子	無利子	同左
総合支援資金 (生活支援費)	貸付上限	月20万円以内など	同左
	据置期間	6月以内	1年以内
	償還期限	10年以内	同左
	貸付利子	年1.5% (保証人なしの場合)	無利子

②その他支援制度【健福・企業局】

ひとり親家庭に対しては、上記生活福祉資金貸付制度のほか、離職や収入が減少した際などに、母子父子寡婦福祉資金による貸付も可能であるとの周知を図るとともに、特例的に返済期限の延長を実施します。

また、千葉県営水道における水道料金については、個別の事情に配慮して、支払時期や支払方法などについて柔軟な対応を行います。

そのほか、各種返済期限等の延長など柔軟な対応を検討します。

【これまでの主な取組】

○3月25日 生活福祉資金制度の受付開始【健福】

(6) 国への要望【健福】

観光業をはじめ、県内企業等の事業活動、農林漁業者の経営等に大きな影響が及んでおり、本県の経済状況は厳しさを増すとともに、終わりが見えない状況に不安が増していま

す。

県では、国に対して、中小企業の事業活動を支えていくため、特別貸付融資枠の上限引上げなどの資金繰り支援の更なる拡充や、農林水産物の需要の落ち込みによる価格下落分の損失補填など、実効性のある緊急経済対策の実施を求めます。

4 感染症対策に係る行政機能の充実

(1) 相談・広報の充実

①相談体制の充実【健福】

新型コロナウイルス感染症に対する不安や疑問等を解消するため、電話相談窓口を設置しており、3月19日からは24時間に対応しています。県民の皆様からいただいた問合せ・意見等については、県ホームページにQ&Aとして掲載するとともに、県の施策に反映します。

また、各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、電話相談を通じて、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を実施しています。

②広報の充実【健福】

新型コロナウイルス感染症に対して正しく恐れて対処し、県民の安全・安心に繋げるため、県ホームページや県民だより、県広報番組(テレビ・ラジオ)、報道機関等を通じて、感染症に関する最新動向や県の取組状況等について、速やかに情報提供しますので、御覧ください。

③風評被害等への対策【健福】

感染者、濃厚接触者とその家族、感染症対策や治療に当たる医療従事者とその家族に対する偏見や差別・いじめにつながるような行為は断じて許されず、誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めるよう、県民に周知徹底します。

また、感染者情報等の公表に当たっては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点に配慮します。

【これまでの主な取組】

○一般電話相談窓口【健福】

1月31日 電話相談窓口を設置(9~17時、土日祝日を含む)

⇒相談件数の増加に伴い、3月19日から民間委託を開始(24時間対応)

3月18日現在：累計相談 11,547件

○帰国者・接触者相談センター【健福】

2月7日 疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行うため、県内各保健所等に「帰国者・接触者相談センター」を開設

3月18日現在：累計相談 11,271件

(2) 行政手続・公共調達等に係る臨時的措置等【総務・県土・商工・各部局】

新型コロナウイルスの感染や懸念・予防などの事情による場合、各種行政手続きの簡素化や期限延長等により適切に対応します。

県が発注する工事及び調査・設計等の業務、物品・委託等の調達などについては、一時中止等の措置や履行期限等の見直し、契約金額の変更など適切に対応します。

【これまでの主な取組】

○工事及び調査・設計等の業務における対応【県土】

- ・ 2月26日 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について、工事現場等における感染予防の対応の徹底、及び受注者からの申し出があった場合、必要に応じ、工期の見直し等を行うこととした。
- ・ 2月28日 感染拡大防止の観点から、受注者の意向により工事等の一時中止措置等の申し出があった場合に3月15日まで一時中止措置等を行うこととした（3月19日まで期間延伸）。
- ・ 3月19日 3月20日以降については、受注者から工事等の一時中止措置等の延長の希望等がある場合、必要があると認められるときは、一時中止措置の延長等を行うこととした。

○物品・委託等の調達における対応【総務】

- 3月6日 物品・委託等の調達における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応について、受注者から、履行期限の見直し等の申し出があった場合、必要に応じ、契約変更等を行うこととした。

○中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮【商工】

- 3月9日 中小企業・小規模事業者との物品等の契約において、柔軟な納期の設定・変更及び迅速な支払、適切な予定価格の見直しなどの配慮に努める。

(3) 庁内体制の強化

①対策本部の設置【健福】

新型コロナウイルス感染症に対して適切に対応するため、令和2年1月23日に千葉県健康危機管理対策本部を設置し、全庁一丸となって対策に取り組んできました。

令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国において政府対策本部が設置されたため、同日、本県においても新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。県が対象となる区域に指定された場合、知事が不要不急の外出を控えるよう要請します。

知事が専門家から意見を聞くため会議を開催するなど、緊急事態宣言に備えた準備を着実に実施していきます。

②協議会の設置【健福】

必要に応じて専門部会を開催し、専門家の意見を聞くとともに、関係機関・有識者等で構成する「感染症対策審議会」などを活用しながら、連携して施策を展開します。

③保健所等体制強化【健福】

管内で患者が発生した保健所に対しては、必要に応じて迅速に応援職員を配置していますが、帰国者・接触者相談センターへの対応も含めて、全般的に保健所における労務負担が過重になっています。

県では、保健所の業務を精査し、緊急性の低いものについて縮小・延期等を行い、保健所業務の軽減・効率化を図ります。

なお、衛生研究所においても、検査件数の増加等に伴い、同様の対応をします。

【これまでの主な取組】

- 1月16日～ 千葉県健康危機対策委員会及び同専門部会を随時開催
- 1月23日～ 千葉県健康危機管理対策本部会議を開催（3月7日 第7回まで）
- 3月26日～ 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部を開催

（4）国・市町村等との連携強化

①国等との連携【健福・総企】

クラスターの早期発見・早期対応により患者の爆発的急増の発生を防ぐため、国のクラスター対策班と発生状況等を共有し、連携して対応に当たります。

対策の実施に当たっては、県や市町村が円滑に対策に取り組むことができるよう、制度改正や財政的支援などを国に対して要望します。

また、全国知事会や関東地方知事会議、九都県市首脳会議等を活用して、地方自治体の意見を主張し、必要な対策の迅速な実施を求めてまいります。

3月25日、東京都において41例の患者が発生したことを契機として、住民・企業に対して理解・協力を求めながら、近隣都県が連携して首都圏における感染症拡大防止に取り組みます。

②市町村との連携【健福】

県内市町村等に県内発生状況等のほか、これまでの検査・症例等のデータを提供します。

また、クラスター発生時等においては、当該発生市町村と対策チームを構成するなど、連携して対応に当たります。

【これまでの主な取組】

- 1月27日 市町村説明会を開催【健福】
- 3月8日 第1回県・市川市合同対策チーム会議【健福】
(市内の社会福祉施設等における感染症防止対策の協議)
- 3月10日 第2回県・市川市合同対策チーム会議
(通所事業所における今後の集団感染発生を見据えた対策の協議)
- 3月26日 1都4県知事によるテレビ会議、共同メッセージの発信【健福】
(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
 - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
 - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
 - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
 - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
 - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
 - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
 - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
 - 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）
- 2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
 - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
 - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
 - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
 - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
 - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
 - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- 4) その他
 - 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
 - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

新型コロナウイルスに関する 県民の皆様へのお願い

令和2（2020）年3月27日 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

- 3 高齢者や持病のある方は感染をしないために、若者世代の方は感染を広めないためにも、

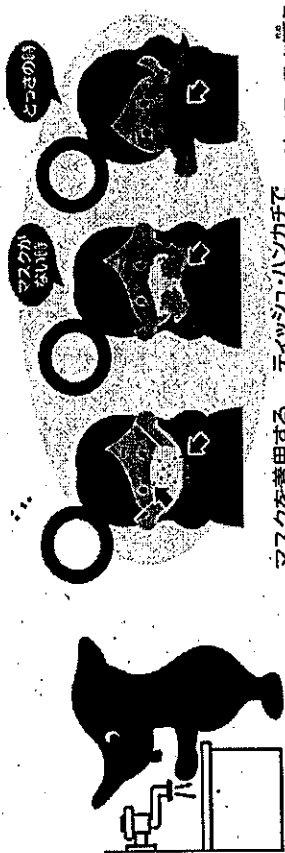
感染リスクを下げる行動をお願いします。

共有の物品のある場所や、不特定多数の人がいる場所は避けてください。

- 4 偏見・差別・いじめをなくしましょう。

感染された方やその御家族、治療にあたっている医療関係者等に対して、人権侵害があってはなりません。

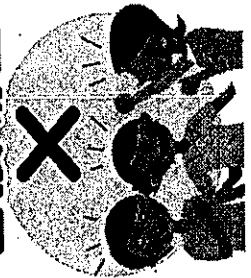
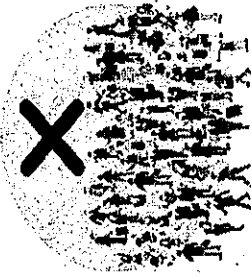
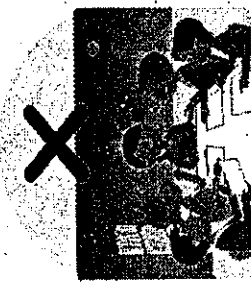
- 2 「3つの密」が重なる場を避けましょう。



マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで袖で口・鼻を覆う

- ① 換気のない密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所

- ③ 間近で会話や発声をする密接場面



- 5 発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

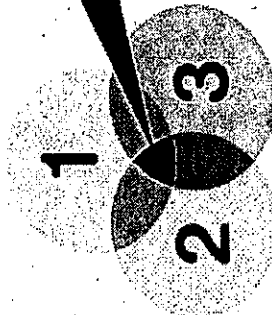
- 6 感染したかも？と思ったら、電話で御相談ください。

電話相談窓口 0570-200-613
24時間対応（土・日・祝日含む）

次のいずれかの症状がある方は、いきなり医療機関に行かずに、かかりつけ医や最寄りの保健所に、事前に電話で御相談ください。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く（高齢者や持病のある方、妊婦さんはお早めに）
- ② 強いだるさや息苦しさがある

3つの条件がそろう場所がクラスター（集団）発生のリスクが高い！



※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸・厚生労働省「新型コロナウイルスの集団発生防止」ポスター

令和2年3月27日

千葉県健康危機管理対策委員会専門部会

地域ごとの対応に関する基本的な考え方

1. 区分（国が示している感染地域の区分）

- ① 感染状況が拡大にある地域
- ② 感染状況が一定程度に収まっている地域
- ③ 感染状況が確認されていない地域

2. 3月26日の専門部会の考え方（案）

- 千葉県全体としては、感染状況が一定程度に収まっている地域と考える。
- 県内においても地域差があり東葛北部・南部地域に関しては、クラスター対応した事案が2件、また感染源不明の散発事案が続いており県内の発生件数の多数が東葛北部南部地域に集まっており、患者数が増加する傾向にあることから“①感染が拡大にある地域”にならないよう特段の注意を要する。
- 東葛北部・南部地域以外は、患者件数が多くないこと、また多くの患者は海外渡航歴があるなど千葉県外で感染したと推測され、総合的には“③の感染状況が確認されてない地域”に近いと考える。

令和2年3月27日

千葉県健康危機管理対策委員会専門部会

医療機関において COVID-19 が発生した場合の対応について（第1版）

管轄保健所と調整して医療機関において COVID-19 が発生した場合の対応を以下の文章を参考に検討実施していくこととする。

1. 医師を含む医療従事者が COVID-19 に罹患した場合

罹患者への対応

→ 指定感染症の対応方法に従い、適切な医療機関に入院。（無症状で PCR 陽性の無症状病原体保有者については、その時点における地域の状況によっては、自宅待機の可能性もあり）

周囲の接触者への対応

→ 接触者調査を行い、濃厚接触者とそれ以外の接触者をリストアップと曝露リスク評価（環境感染学会のものを基準※1）。

→ 濃厚接触者で中リスク以上と判定された場合は、原則として最終曝露日から 14 日間の自宅待機を検討。

→ 有症状の接触者がいる場合には、COVID-19 発症の可能性も考え、保健所に相談した上で、対応可能な医療機関で評価。状況に応じて、PCR 検査の実施を検討。

→ それ以外の接触者は最終曝露日から 14 日間健康観察。

当該医療機関の業務継続について

→ 入院・自宅待機が必要な職員以外で診療継続が可能であれば、業務を継続。

→ 入院・自宅待機が必要な職員以外での診療継続が困難であれば、休診。

→ 院内感染が疑われる場合には、原因究明のために休診や診療制限を検討する。但し、病院の場合は、院内を区域分けして、安全が確保されれば、診療を継続する。

2. 医師を含む医療従事者が COVID-19 患者と濃厚接触した場合

濃厚接触した職員への対応

→ 曝露リスク評価と、症状の有無を確認。症状がある場合には、COVID-19 発症の

可能性も考え、保健所に相談した上で、対応可能な医療機関で評価。状況に応じて、PCR検査の実施を検討。

→ 曝露の程度※が中リスク以上かつ無症状の場合には、最終曝露日から14日間の自宅待機を検討。

→ 曝露の程度※が低リスクかつ無症状の場合には、最終曝露日から14日間健康観察。健康観察期間中、サージカルマスク着用、手指衛生を厳守し、業務継続は可能。但し症状が出現した場合には、すぐに業務を中断し再評価する必要あり。

注) 日本では評価が濃厚接触者とそれ以外という2分法になっているので中リスク評価については、個別判断となる。また、低リスクかつ無症状の場合は、基本的には濃厚接触者ではないので、通常通り健康観察を行う。但し、有症状時には、保健所と相談したうえで、対応可能な医療機関で評価、状況に応じてPCR検査の実施を検討する。

当該医療機関の業務継続について

- 自宅待機が必要な職員以外で診療継続が可能であれば、業務を継続。
- 自宅待機が必要な職員以外での診療継続が困難であれば、休診。

3. 医療機関に入院中の患者がCOVID-19と診断された場合

COVID-19と診断された患者への対応

→ 患者が大部屋に入院中の場合には、速やかに個室に移動させる。飛沫・接触感染防御策を実施する。当該患者を他院へ転院させるか、当該医療機関で入院継続とするかを判断する。

周囲の接触者(患者)への対応

- 接触者調査を行い、濃厚接触者とそれ以外の接触者をリストアップ。
- 濃厚接触者は個室管理、または濃厚接触者同士のコホーティング
- 有症状の接触者COVID-19のPCR法を実施する。
- 無症状の濃厚接触者については保健所と相談する。
- 濃厚接触者以外の接触者については、最終曝露日から14日間の健康観察を実施。
- 健康観察期間中の病室・病棟移動は原則として避ける。

周囲の接触者(医療従事者)への対応

→ 濃厚接触の程度と曝露リスク評価(環境感染学会のものを基準※1)、症状の有無を確認。症状がある場合には、COVID-19発症の可能性も考え、保健所に相談した上で、

対応可能な医療機関で評価。状況に応じて、PCR検査の実施を検討。

→ 曝露リスク※が中リスク以上かつ無症状の場合には、最終曝露日から14日間を自宅待機検討。

→ 曝露リスク※が低リスクかつ無症状の場合には、最終曝露日から14日間健康観察。健康観察期間中の業務継続は可能だが、サージカルマスク着用、手指衛生を厳守し、症状が出現した場合には、すぐに業務を中断し再評価する必要あり。

当該医療機関の業務制限

→ 接触者と判断された入院患者または医療従事者がいる病棟に関しては、原則として接触者の健康観察期間が終了するまで、新規の入院や転床を中止することが望ましい。

→ 複数の患者や医療従事者が発症して、院内感染が疑われる場合には、病棟閉鎖や病院閉鎖を検討。再開の目処は健康観察者の観察期間が終了する時期（その間に新規発症者が発生していないことが必須条件）

その他の注意事項等

・通常外来診療を中止する場合でも、感染管理上問題のない形で、電話再診が行えるようであれば、診療継続を検討しても良い。

・医療機関は、医師が罹患・濃厚接触者で診察できない場合、代診を行うかどうかについては、当該医療機関および地域の医療体制の状況に応じて判断する。

・施設の消毒に関しても、管轄保健所と協議して必要な場合行う。

※1 曝露の程度に関しては、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版改訂版（日本環境感染学会）の表1 医療従事者の曝露リスクの評価と対応に基づいて判断する。

県主催のイベント等の開催に関する方針の継続について

令和2年3月27日
健康福祉部

- 県内における新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため、100人以上の参加が見込まれる県主催のイベントについては、3月31日までの間、原則中止又は延期することとしたが、国の専門家会議の提言や県内における患者発生状況等を踏まえ、4月24日まで県主催イベントの原則中止又は延期の方針を継続することとする。
- 感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、下記の目安を基準に、各部局において個別に開催の必要性を検討し、判断することとする。
- なお、イベント等の開催については、現時点で、県として一律の自粛要請を行うものではない。

1 中止・延期を判断する目安

(1) 不急のイベント等

(2) 屋内などで、不特定多数の参加者がお互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いる場合

(3) 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方など、感染により重症化するおそれがある方を主な対象としている場合

2 開催する場合の留意事項

開催する場合は、次の感染防止対策のほか、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」(別紙)を十分に行った上で実施すること。

- (1) 参加者への手洗いや咳エチケット等の推奨
- (2) 会場入口へのアルコール消毒薬の設置
- (3) 風邪のような症状のある方には参加しないよう依頼
- (4) その他、感染拡大の防止に向けた対策

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直しを行う。

※ 共催等の場合は、相手方と十分協議し、理解を求めること。

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、公の施設におけるイベント等が中止等された場合の使用料等の返還に係る対象期間の延長について

令和2年3月27日

総務部

県では、国の取組等を踏まえ、県の施設の利用予定者が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、施設利用の中止、延期又は規模縮小を行った場合、施設使用料（利用料金）を返還することとしています。下記のとおり、この取扱いを4月24日まで延長することとします。

なお、この取扱いは、イベント等の開催について一律の自粛を要請するものではありません。

記

1 対象施設

公の施設（指定管理者制度を導入している施設を含む）

※ 公の施設（103施設）のうち、イベント等が開催される、幕張メッセ、文化会館、スポーツ施設など。

2 対象期間

【延長前】 令和2年2月1日（*）～令和2年3月31日の利用分

【延長後】 " ～令和2年4月24日の利用分

* 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日

3 施設使用料（利用料金）の取扱い

- ・ 納付済の場合、全額返還します（規模縮小の場合は差額のみ）。
- ・ キャンセル料は不要とします。

担当：総務部 行政改革推進課

総務部 政策法務課

電話：043-223-2046

043-223-2169

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症については、1月に中華人民共和国に端を発して以降、世界各地で感染患者が急拡大しており、世界保健機構（WHO）において、「パンデミック（世界的大流行）とみなせる」との表明がされるなど、収束の目途は立っておりません。

国内においては、現時点では感染者が爆発的に増加している状況にはありませんが、感染経路が不明な感染患者の発生や、クラスターが把握されるなど、徐々に感染の広がりを見せています。

本県では、スポーツクラブにおけるクラスターの発生事例があるほか、成田国際空港を擁することから海外からの来日者等の往来が特に多く、いつ爆発的に患者が急増してもおかしくない状況にあります。そのような状況下では、医療機関・医療従事者に過剰な負荷がかかり、適切な医療提供体制を維持していくことが困難となります。

また、新型コロナウイルス感染症は、本県の経済にも深刻な事態をもたらしています。

本県では昨年9月の房総半島台風（台風15号）、同10月の東日本台風（台風19号）、台風21号による大雨によって大きな痛手を受けながら、復旧・復興に懸命に取り組んできたところです。しかし、それらの傷が癒える間もなく、本年1月以降新型コロナウイルス感染症患者の発生が続いています。また、中国武漢市からのチャーター便による帰国者を民間ホテルで受け入れたことによって、風評被害も発生しております。

さらに、感染症の広がりに伴う外出自粛等が重なることで、観光業をはじめ、県内企業等の事業活動、農林漁業者の経営等に大きな影響が及んでおり、本県の経済状況は厳しさを増すとともに、終わりが見えない状況に不安が増しています。

このため、県民の不安を取り除き、県民の皆様が安心できる生活を取り戻せるよう、感染患者が急増した時の医療提供体制の整備はもとより、更なる感染拡大防止を徹底していくとともに、経済・雇用対策をはじめ社会・経済機能への影響が最小限になるよう、国において、別紙の事項について早急に対応されるよう要望いたします。

令和2年3月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
総務大臣 高市 早苗
外務大臣 茂木 敏充
文部科学大臣 萩生田 光一
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣官房長官 菅 義偉
国会公安委員会委員長 武田 良太
内閣府特命担当大臣 西村 康稔

千葉県知事 森田 健作

新型コロナウイルス感染症に関する国への要望

1 全体事項

1 水際対策の徹底 及び 入国後待機者の病床確保

- 県内で発生した感染症患者の直近の状況では、帰国者・旅行者の割合が増えています。国においては水際対策を徹底するため、海外からの入国窓口となる空港・港湾における検疫・入国管理に万全を期していただきたい。
- 国においては、検疫強化対象地域からの入国者について、移動に公共交通機関を利用しないことや、「指定場所」での2週間の待機を要請しています。

これらの措置は、あくまで要請であり強制力はありませんが、更なる感染症拡大防止のためには、国の責任において入国後の2週間の待機の徹底を求めます。
- 一方で、「指定場所」は自宅や宿泊施設（自費）等となっていますが、成田国際空港を擁する本県では、空港周辺で感染症患者が確認された場合には、県内医療機関に搬送されます。

国の施策において待機が必要となる入国者については、県が県内発生に備えて確保している病床が不足する事態とならないよう、国の責任において病床を確保するよう求めます。

2 地域ごとの対応に係る基準の提示

- 国の専門家会議（3月19日開催）においては、地域の感染状況別に必要な対応を行うことが提言されていますが、「感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域」に関しては、特に医学的見地に基づく専門的な判断が必要となっています。
- 住民生活・地域経済に大きな影響を与えるイベント等の開催や、学校休業などに地域の判断を求めるのであれば、国において、国の専門家会議等の意見を踏まえた具体的な判断基準の目安を明示していただきたい。

（また、国の感染症研究センター等で蓄積された検査・症例等の詳細なデータを常に提供していただきたい。）

3 国の施策等に関する情報提供のあり方

- 国は、2月27日の学校の臨時休校の要請時には、休校初日まで開庁日が1日間のみしかなかく、県・市町村・学校現場に加え、保護者や学校給食事業者などにも大きな混乱を生じさせました。

今後、国民生活に大きく影響を及ぼす施策を実施する場合には、国民への速やかな情報提供とともに、国民や事業者が対応できる準備期間を考慮していただきたい。

4 財政支援の充実及び明文化

- 感染症対策においては、地域において医療提供体制を確保し、クラスターを発生させない・拡大させない対策を着実に実施していくことが重要となっています。国においては、感染症患者受け入れ医療機関や検査体制の拡充、衛生資材の供給体制の確保など、地域における感染症対策の実施に対して、十分な財政支援を求めます。
- また、国から都道府県に対して随時、各種感染症対策を実施するよう示されてきていますが、財政措置や国・県の負担割合等の記載がなく曖昧となっています。
対策のスキームと合わせて、通知等に財政措置の取扱いを明文化するよう求めます。

5 帰国者チャーター便やクルーズ船患者受け入れに伴う地方負担分の補填

- 国からの依頼に基づき人道的見地から了承した、中国武漢市からのチャーター便帰国者や、クルーズ船からの患者受け入れによって、自治体が医療費を負担することがないよう、国において全額負担するよう求めます。
- また、本県での受け入れに際しては、滞在先での防疫体制や住民への周知等に要した費用に対し、財政措置を講じるよう求めます。
さらに、新型インフルエンザ対策のために備蓄をしていたマスクや消毒薬などの衛生資機材等を、関係機関に配付したことから、それらの物資の早急な補填を求めます。

II 個別事項

1 医療提供体制の整備

6 軽症患者の療養に関する基準・ガイドライン作成

- 本県では、症状が改善したにも関わらず退院基準（陰転化）を満たせない患者の入院が長期化しているケースが生じています。
今後の患者急増を見据えて、限られた感染症病床を確保するため、軽症者については、一般医療機関での受け入れや自宅療養など、専門家の意見等を踏まえて早急に基準を示していただきたい。
併せて、自宅で療養する場合のガイドラインを示していただきたい。

参考：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月18日付け健感0218第3号、厚生労働省健康局）

7 重点的に受け入れる医療機関の病棟整備等に係る財政支援

- 令和2年3月19日付け厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」において、国は新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる医療機関（「重点医療機関」）を各都道府県に設定することとしています。

重点医療機関の設定に当たっては、病棟や医療機関単位で患者が入院する体制がとれることが望ましいとされていることから、その施設整備等に係る費用については、国において十分な財源を確保するよう求めます。

- 合わせて、医師等の派遣元となる医療機関等に対しても、公的医療機関に派遣される場合も含め、十分な休業補償を措置していただきたい。

8 夜間・休日の診療施設に対する支援

- 県内では医療機関が少ない地域があり、特に輪番で夜間・休日を行っている診療所等において、感染を疑う患者が診療後に陽性が判明した場合、消毒に係る費用や、休診・風評被害による収入減等が懸念され、少しでも感染症を疑う患者の受入れを躊躇する事態が生じています。

- 夜間・休日診療に当たる診療所等の不安・懸念を払拭するため、在庫補充が困難となっている感染防護用品等の確保とともに、帰国者・接触者相談センターから受診案内された患者が陽性であった場合の、消毒等に要する経費や、医師等の外来診療休診に伴う実態に見合った休業補償等について財政支援を求めます。

9 ワクチン等の早期開発や、治療法の確立

- 新型コロナウイルスについては、症状や病原性などの解明が未だ十分ではなく、予防や治療法などが確立されておりません。

国においては、新型コロナウイルスの検査・症例等を基に、広く民間企業や医療関係者等と情報を共有し、抗ウイルス薬・ワクチンの早期開発や、安全性の確保、安定供給の実現に最大限に尽力していただきたい。

- 新型コロナウイルスの治療に、既存のインフルエンザやHIVなどの治療薬の使用を検証した場合には、評価の如何に関わらず、検証結果を速やかに公表するよう求めます。
- また、効果が認められた医薬品については、幅広い医療機関で利用できるよう速やかに手続きを進めていただきたい。

2 感染拡大防止策の徹底

10 マスク等の個人防護具、消毒液の安定供給体制の確保

- 感染症指定医療機関や帰国者接触者外来を設置している医療機関以外であっても、感染患者数が急増したときには、新型コロナウイルス感染症患者を診察する役割を担い、また、患者のために必要な医療を提供し続けるため、院内感染防止に努めなければなりません。

そのため、一般診療所や歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等を含めた広範囲の医療機関等に対し、マスク、サージカルガウン等の防護具や消毒液等の衛生資材が、必要量に応じて供給されるよう、国主導又は通常の流通ルートによる衛生資材の安定供給体制を確保するよう求めます。

- 重症化や集団感染のリスクが高い高齢者福祉施設、原則として開所を続ける放課後児童クラブや保育所等に対しても、施設内での集団感染の発生に備え、より安全性の高い使い捨てマスクや消毒液等の供給体制を確保するよう求めます。

11 児童・生徒の安全衛生のための衛生資機材の確保

- 国からは、学校の再開にあたり、衛生管理の徹底として、児童生徒等及び教職員の手洗いや咳エチケットの徹底、近距離での会話や発声等が必要な場合におけるマスクの装着等が求められていますが、マスク・消毒液等の物資が不足しているため、物資供給の配慮を求めます。
- また、学校給食従事者用のマスク・消毒液等については、関係者から安定供給を求める声が上がっており、児童生徒の安全衛生を確保するため、学校給食施設設置者（自治体）に対して、物資供給の配慮を求めます。

3 地域経済・県民生活への影響緩和

12 中小企業への支援

新型コロナウイルス感染症により、県内全域において、以下のような状況が生じており、業種を問わず、売上等に深刻な影響が出ているとの声が寄せられています。

- ・中国を中心とした団体ツアーのキャンセルにより、インバウンドなどの外国人需要が低下し、宿泊施設や土産品を扱う小売店舗、観光バス事業などに大きな影響が生じている。
- ・宴会や外出の自粛により、飲食業や、食品等の卸・小売業で売上が激減しているほか、学校の休校に伴う給食休止により、給食関連事業者や食品製造業の操業に影響が生じている。加えて、イベントの中止により、娯楽・サービス業や備品のレンタル業も打撃を受けている。
- ・サプライチェーンの停滞により、中国など海外からの部品等の調達が滞り、製造業を

中心に生産活動への影響が出ているほか、中国で製造される住宅部品の納品が遅れることで、住宅の引渡しができないなどの事案も生じている。

また、経済効果が期待されていた東京2020オリンピック・パラリンピックの延期により、宿泊施設、飲食店、観光バス事業をはじめ、県内企業の事業活動に甚大な影響が生じることが懸念されます。

- こうした状況を踏まえ、中小企業の事業活動を支えていくため、特別貸付の融資枠の上限引上げや、民間金融機関でも同様に無利子・無担保制度ができるような財政支援、返済猶予や融資条件変更手数料等の無料化など、資金繰り支援の一層の拡充や、利子補給、保証料補助、緊急助成金といった補助金・助成金の給付を求めるとともに、これらを迅速に執行するため、手続の簡素化を求めます。
- また、消費喚起のため、宿泊施設や飲食店で活用できるプレミアム付き商品券の交付をはじめ、観光やイベントの自粛で大きな打撃を受けている業種・業界に的確に効果が及ぶ大規模な支援を求めます。

13 観光振興支援

本県の観光客の入込は、昨年の一連の災害により、9月以降、観光・宿泊施設ともに、前年に比べて大きく落ち込んだものの、その後、徐々に回復してきており、1月は、「千葉県ふっこう割」の実施などにより、さらに回復傾向が見られました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、1月後半からインバウンドを中心にキャンセルが増加し、宿泊客が減少しました。さらに3月以降は、政府の自粛要請を受けたイベント自粛や学校の休校に伴い、県全体で観光客の大幅な減少が見込まれ、宿泊施設や飲食店など観光産業全般が、極めて厳しい状況に陥っています。

新型コロナウイルス感染症により、観光産業は全国的に影響を受けているものと思われませんが、本県では、昨年の一連の災害による甚大な被害や、中国武漢市から政府チャーター便で帰国した邦人受入後の南房総地域における風評被害、さらには、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催延期によるベイエリアを中心とした需要の減少や、成田国際空港の利用者数の減少など、特有の状況があることから、これらの事情に即した、本県の観光振興につながる大規模な支援を求めます。

- 現在苦境に置かれている観光事業者に向け、まずは、経営の強力な下支えをするための対策を講じるよう求めます。
- また、感染状況が収束に向かった段階で、一刻も早く観光需要を回復できるよう、「ふっこう割」等の即効性がある効果的な支援策を講じるとともに、落ち込みのあった観光客の誘致につながる観光振興キャンペーンの実施を求めます。

14 農林漁業者への支援

- 学校給食が休止したことによる生乳や野菜などの農林水産物の需要の減少や、卒業式や各種イベントの中止による花きの需要減少及び価格の下落、外出自粛による外食産業の仕入れの減少による和牛や高級魚の需要の減少など、農林水産物の需要は大きく落ち込んでいます。

特に、本県では昨年の台風被害から、国の支援を活用しながら復旧・復興に懸命に取り組んできたところに、新型コロナウイルスによって、農林漁業者の経営に更なる打撃を与えています。

ついては、価格下落分の損失補填や、前年収入額比較による収入補填など、農林漁業者の経営の安定を図る対策を講じるよう求めます。

- 農林水産物の生産活動には、各種生産資材や原料、機材の安定供給が必要不可欠であることから、特に海外からの輸入に頼っている農薬原体・肥料・種苗・人工受粉用の花粉などの物資・果樹の防災網、有害鳥獣対策用の金網などについては、製造・供給状況や需要量の定期的な調査を行い、その情報に基づき製造業者や輸入業者等への計画的な生産・供給を働きかけるなど、安定供給に係る対策を講じるよう求めます。

また、これらの資材の値上げ等があった場合は、係り増し経費についての助成を行うよう求めます。

- 生産現場では、消毒液やマスク等の衛生資材が不足することにより、施設園芸における病害予防のための消毒や家畜疾病の予防のための消毒、すいかやきゅうりなどの苗の接ぎ木に使うナイフの消毒、食材を取り扱う際の衛生管理など、生産活動に影響が及ぶ恐れがあります。

ついては、農林漁業者へ衛生資材が安定的に供給されるよう、製造業者へ働きかけを行うなど対策を講じるよう求めます。

- 農林水産物への風評被害が生じないよう、食材の安全性について消費者へ正確な情報提供を継続的に行うよう求めます。
- 技能実習生の受入や特定技能外国人の雇用を予定している農林漁業者が、技能実習生の受入や特定技能外国人の雇用ができず、生産活動に影響を受けた場合、前年収入額比較による収入補填など、実効性のある支援を行うよう求めます。

15 収入減少世帯への支援

- 労働者の雇用への不安が高まっていることから、雇用調整助成金制度について、助成率の引き上げ、支給要件及び支給限度日数の緩和並びに手続の簡素化、迅速化とともに、周知徹底を図るよう求めます。
また、既存の制度による支援が受けられない短時間の非正規雇用労働者、個人事業主やフリーランス等への支援を講じるよう求めます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で休業・失業し、生活資金が必要な方への生活福祉資金貸付等について、一層の制度周知を求めます。

4 行政機能の充実

16 都道府県調整本部設置に係る財政措置

- 令和2年3月19日付け厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」において、国は都道府県に対して本通知後早急に、県内患者受け入れを調整する調整本部を設置することとされています。
- 当該本部には、集中治療・呼吸器内科治療・救急医療・感染症治療の専門家、災害医療コーディネーター（統括DMATの資格を有する者であることが望ましい）などを配置するとされていることから、本部運営に係る財政措置を求めます。

17 水道事業等に必要な資機材の確保

- 県民生活や経済活動に欠かすことのできない水道水及び工業用水の安定的かつ適切な供給をするためには、浄・給水場等で従事する職員の感染予防対策を図り、業務を継続する必要があります。
このため、水道事業体等に対する、感染予防用物品（マスク）や除染用物品（消毒用アルコール等）の優先的な供給体制を確保するよう求めます。

18 警察業務に必要な資機材の確保

- 警察活動においては、不特定多数の者と接する機会や体液等が付着している物件を含めた証拠品の取扱いなど感染リスクが高いことから、感染予防用物品（マスク・感染防護衣等）や除染用物品（消毒用アルコール等）の確保が必要です。
また、鑑定作業に使用する試薬品等の消耗品の多くは、海外からの輸入品であるため、製造や流通が停止等を想定して備蓄が必要となります。

19 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく連携の構築

- 「緊急事態宣言」にあたっては、対象地域の都道府県に対し、事前に十分な情報提供をし、調整を図った上で行うこと。また、都道府県知事の権限行使に対し、適切な助言や支援を求めます。
- 総理大臣が「緊急事態宣言」を行う要件である、「国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合」、「全国かつ急速なまん延によって国民生活と経済に人体な影響を及ぼすおそれがある場合」への該当を判断する際の基準について具体例等を示していただきたい。

令和2年3月27日
総務部財政課
043-223-2076

新型コロナウイルス感染症への対応に係る令和元年度補正予算について

感染拡大防止対策の徹底や県民生活への影響緩和を図るため、「国の専門家会議の提言（3月19日）を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策について」に掲載した施策のうち今年度中の執行が必要となる経費について、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」の財源を活用した補正予算を編成し、専決処分しました。

また、令和2年度については、引き続き、感染拡大の防止等に努めるとともに、国の緊急経済対策等を踏まえながら、中小企業や観光業等に対する支援など県内経済の活性化にも取り組んでまいります。なお、これらに必要な予算については、既定予算や予備費を活用するとともに、適宜、補正予算の編成を検討してまいります。

1 一般会計の予算規模

補正予算規模 16億97百万円（2月現計予算と合わせた最終予算額1兆7,919億28百万円）

〔歳入内訳〕

・ 国庫支出金 16億97百万円（1,837億33百万円→1,854億30百万円）

2. 補正予算の内容

○ 生活福祉資金貸付事業推進費補助金（健康福祉指導課） 1,497,000 千円

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方を支援するため、低所得世帯等に対する生活資金等の貸付について、対象の拡大や貸付上限額の引上げ、据置期間の延長などを行います。

[補助先] 千葉県社会福祉協議会

[補助率] 10/10（全額国庫）

[貸付内容]・緊急小口資金

休業等により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の貸付

	(通常)	(特例)	(20万円が適用される場合) 世帯員の中に個人事業主等があり、収入減少により生活に要する費用が不足するときなど
貸付上限	10万円以内	⇒ 20万円以内	
据置期間	2月以内	⇒ 1年以内	
償還期限	12月以内	⇒ 2年以内	
貸付利子	無利子	⇒ 同左	

・総合支援資金（生活支援費）

失業等から生活再建までの間に必要となる生活費用の貸付

	(通常)	(特例)
貸付上限	月20万円以内等	⇒ 同左
据置期間	6月以内	⇒ 1年以内
償還期限	10年以内	⇒ 同左
貸付利子	年1.5%※	⇒ 無利子

※連帯保証人がいる場合は無利子

○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業（障害福祉事業課）

200,000 千円

特別支援学校等の臨時休業に伴い、昼間の時間帯に児童を受け入れるために行う放課後等デイサービスの利用時間の延長などに要する費用について助成します。

[補助率] 10/10（全額国庫）

新型コロナウイルス感染症は、今、世界各地で猛威を振るっています。我が国の感染状況は引き続き持ちこたえておりますが、都市部を中心として、感染源の分からない、あるいは、海外から帰国された感染者が増えており、感染が拡大傾向にあります。

私たちもこれまで感染拡大を防止するため、様々な対策を幅広く講じてきました。今後、感染者の爆発的な増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避するため、私たちは連携し、断固たる決意を持って対策を進めてまいります。

同時に、この難局を乗り切るためには、住民の皆様や企業の皆様のご協力が何よりも重要となります。皆様一人ひとりにも、それぞれの都県から要請されている次の点にご理解・ご協力をいただき、1日も早くこの事態を共に終息させましょう。

- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動
- 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動
- 人混みへの不要不急の外出自粛
- イベントなどの自粛
- テレワーク、時差通勤、在宅勤務などの実施

埼玉県知事 大野 元 裕 千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 小 池 百合子 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

山梨県知事 長 崎 幸太郎

基本的な考え方

地域ごとの感染状況を踏まえて更なる感染拡大防止を徹底していくとともに、社会・経済機能への影響を最小限に抑え、県民の皆様が安心できる生活を取り戻すための施策を実施します。



1 医療提供体制等の整備

(1) 医療提供体制の整備

・新型コロナウイルス感染症患者等の増加を見据え、受診体制を整備するほか、感染症患者を受け入れる医療機関及び病床を確保するとともに、県内病院の受け入れ可能病床については、その機能に応じて重症者から無症状者までの受け入れに係る医療機関の役割分担を進めます。

・医療機関において必要なマスク・消毒液等衛生資材の供給確保を図ります。

(2) 検査体制の強化等

・帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために必要と判断した全ての方がPCR検査を受けることができるよう、衛生研究所・保健所等で実施する行政検査の体制を強化します。

(3) 疫学調査等の着実な実施

・感染症患者の発生に対し、搬送先を調整し安全かつ速やかに患者を搬送するとともに、患者の行動履歴調査等を行い、感染経路の特定や濃厚接触者への健康観察を着実に実施します。

・クラスター(患者集団)の早期発見・早期対応を行います。

2 感染症拡大防止対策の徹底

(1) 個人・企業等における感染症拡大防止対策の実践

・県民に対して、正しい手洗いやうがい、咳エチケット、発熱時の休養などのほか、密閉空間、密集場所、密接場面といった3つの「密」が重なる場を避ける行動の実践をお願いします。特に、若者世代の方が気づかないうちに感染を拡大させることがないよう、慎重な行動を呼び掛けます。

海外(国の指定地域)から入国された方には、14日間の自宅待機の徹底をお願いします。

・企業等に対しては、労働者の方々が発熱等の風邪の症状がある場合に休みやすい環境づくりや、時差出勤・テレワーク・在宅勤務などの取組をお願いします。

(2) 社会福祉施設・事業所等における感染症対策の徹底

・職員が感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等の対応を求めるとともに、県が作成したチェックリストを活用し、感染症対策の徹底を引き続き働きかけます。

・感染症患者の発生状況に応じて、感染拡大地域と判断される場合には、通所サービス利用調整などを要請します。

・社会福祉施設等において必要なマスク・消毒液等衛生資材の供給確保を図ります。

(3) 学校の再開等

・学校の再開に向けて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、専門家の知見や、地域における患者発生の状況等を踏まえ、準備を進めます。

(4) 県主催イベント等の取扱い及び県有施設における対応

・100人以上規模の県主催イベント等については、当面の間、原則中止又は延期することとします。開催する必要がある場合には、感染予防対策等を徹底します。

・公の施設の一部施設については、主な利用者及び施設ごとの特性等を踏まえて、休館や利用制限を実施します。

3 地域経済・県民生活への影響緩和

(1) 中小企業等への支援

・中小企業の相談窓口を設置するとともに、資金繰り対策として、県制度融資や、国の特別貸付制度の活用を促進します。

(2) 観光面における支援

・外出自粛や、各種イベントの中止・延期、海外からの渡航制限などにより、観光業に大きな影響が生じる中、本県観光の魅力を継続して情報発信するとともに、今後の収束状況を見極め、効果的な支援策を検討してまいります。

(3) 雇用対策

・休業手当などの一部を助成する「雇用調整助成金」の対象拡大や支援週及適用などについて、国と連携して制度等の周知に努めます。

・再就職が必要となった方に対して、千葉県ジョブサポートセンター等において、ハローワークと一体となり支援を行います。

(4) 農林漁業者への支援

・学校休校に伴う生乳・野菜等の需要低下や、イベント中止による花きの販売額減少などが生じていることから、農林漁業者に対して、「農林漁業セーフティネット資金」等の支援制度の活用を呼び掛けます。自宅等における県産食材や花の利用を呼び掛けます。

(5) 収入が減少した世帯への支援

・生活福祉資金貸付制度の対象を拡大し、貸付上限額の引き上げや償還期限の延長など、特例措置を設けます。個別の事情に配慮し、水道料金の支払い期限・方法など柔軟に対応します。

(6) 国への要望

・国に対して、実効性のある緊急経済対策の実施を求めます。

4 感染症対策に係る行政機能の充実

(1) 相談・広報の充実

・県民の皆様への不安や疑問を解消するため電話相談窓口(24時間)を設置しています。また、各保健所等に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、電話相談を通じて、疑い例について「帰国者・接触者外来」受診の調整を行います。

(2) 行政手続・公共調達等に係る臨時的措置等

・各種行政手続の期限延長や、物品・委託等の調達における履行期限の見直し等の臨時的措置を実施します。

(3) 庁内体制の強化

・新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、緊急事態宣言に備えた準備を着実に実施してまいります。

・保健所業務について、緊急性等により業務を精査し、軽減・効率化を図ります。

(4) 国・市町村等との連携強化

・国のクラスター対策班と連携して、クラスターの早期発見・対応に当たります。

・県内市町村と県内発生状況等について情報を共有するとともに、発生市町村と適宜合同で対策チームを構成するなど、連携して対応に当たります。